



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 922 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課)
- 923 新道路の供用開始等 (道路保全課)

告 示

和歌山県告示第922号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成17年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成17年6月1日

和歌山県知事 木村良樹

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (ハクタール)
紀南地域水源かん養保安林	2,437.45
紀中地域水源かん養保安林	2,228.67
紀北地域水源かん養保安林	317.32
紀南地域土砂流出防備保安林	709.54
紀中地域土砂流出防備保安林	393.88
紀北地域土砂流出防備保安林	384.20
紀南地域干害防備保安林	9.28
紀中地域干害防備保安林	7.18
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.28

和歌山県告示第923号

平成14年和歌山県告示第819号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年6月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年6月1日

和歌山県知事 木村良樹